報道資料

令和2年1月28日総務部法務文書課 県政情報係橋本、田中 直通0742-27-8348 庁内内線2341、2349

奈良県情報公開審査会の第227号答申について

行政文書の不開示決定に対する審査請求についての諮問第269号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

◎ 答 申:令和2年1月27日

◎ 諮問実施機関:奈良県公安委員会

- ◎ 実 施 機 関:奈良県警察本部長(県民サービス課)
- ◎ 対象行政文書:別紙、マスコミ報道に関する行政文書一切
- ◎ 諮問に係る処分と理由

○ 決 定:不開示決定

○ 不 開 示 理 由:開示請求時点で、本件請求内容に係る行政文書を作成又は取得していないため

- ◎ 審査会の結論:実施機関の決定は妥当である。
- ◎ 判 断 理 由:
 - 1 行政文書の特定について

審査請求人は、実施機関から電話連絡があった際に、本件開示請求について、マスコミに対してコメントした者と電話応対した女性職員の出勤簿(以下「本件出勤簿」という。)を請求対象とする補正を行った旨主張しているのに対し、実施機関は、本件出勤簿を本件開示請求に対応する行政文書(以下「本件対象文書」という。)として特定することは、補正の範囲を逸脱しており認めることができない旨主張している。

そこで、本件行政文書以外に、出勤簿を本件開示請求に対応する行政文書として特定しなかったことの 妥当性について、以下検討する。

行政文書開示請求書(以下「開示請求書」という。)の補正については、条例第6条第2項において、 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認められるときは、開示請求をした者に補正を求めるこ とができる旨規定されている。

そうすると、本件開示請求の内容を、本件出勤簿に変更することが形式上の不備の補正と解することが できる範囲のものか否かが問題となる。

この点について、本件対象文書の特定の過程に関し、諮問実施機関は、本件開示請求に係る開示請求書には「マスコミ報道に関する行政文書一切」と記載されており、審査請求人が求める行政文書の範囲が不明確であったことから、審査請求人が開示を求めている文書を詳細に確認するため、実施機関は、審査請求人に対し電話連絡を行った旨説明している。

また、諮問実施機関は、当該電話連絡について、審査請求人は、当初、監察課次席の取調官による暴行は一切なかった旨の口頭での説明(以下「本件コメント」という。)に係るコメント文及び起案文書の存在を想定して開示請求した旨主張していたが、当該行政文書が存在しない可能性がある旨の実施機関の説明を受け、審査請求人から本件出勤簿の開示を求める発言があり、実施機関は、審査請求人に対し、本件開示請求においては、開示請求書の記載から、出勤簿を本件対象文書として特定することはできず、新たな開示請求が必要となる旨教示したとも説明している。

出勤簿は、実施機関の職員の出勤状況の管理を目的として作成されたものであるところ、本件開示請求 に係る開示請求書には、「マスコミ報道に関する行政文書一切」と記載されており、文理上、本件コメン トに係るマスコミ報道の内容に関する行政文書の開示を求めたものと解するのが相当であって、当該請求 内容を本件出勤簿に補正することは、本件請求の同一性を失するものであると認められる。

また、当審査会において、条例の解釈運用基準を見分したところ、開示請求の対象文書は、開示請求の本質的な内容であり、その変更は開示請求の本質を失わせるものである旨規定されていることから、本件出勤簿の開示を求めるにあたっては、本件開示請求書の補正は認められず、新たな開示請求を行うことが必要になると解することが相当である。

そして、条例第6条第1項本文において、開示請求は書面を実施機関に提出して行わなければならない 旨規定されていることから、審査請求人が口頭により本件出勤簿の開示を求めたとしても、新たな開示請 求は成立しないものと認められる。

これらのことから、審査請求人が実施機関に対し、本件開示請求が本件出勤簿の開示を求めるものである旨電話において発言したことに対し、実施機関が、本件出勤簿を本件対象文書として特定しなかったこ

とについては、妥当性を欠くとは認められない。 以上のことから、本件対象文書の特定は妥当であると判断する。

2 本件行政文書の不存在について

諮問実施機関は、本件対象文書を本件コメントに係るコメント文及びその起案文書と特定したうえで、 これらの文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているので、以下検討する。

諮問実施機関によると、本件コメントについては、実施機関から報道機関へ広報したものではなく、平成28年11月15日に特別公務員暴行陵虐致死で告発状を提出(以下「本件告発」という。)した告発人が急遽記者会見(以下「本件記者会見」という。)を行ったことを受け、本件記者会見が終了した直後に、特定の報道機関から実施機関に対して個別に取材があった際に、当該報道機関に対して行ったものである旨説明している。

そして、実施機関は、本件記者会見が行われることは事前に把握しておらず、報道機関からの取材も想定していなかったため、あらかじめコメント文案を作成する時間的余裕はないことから、取材を行った特定の報道機関に対応するためのコメント文案を作成していなかった旨、諮問実施機関は主張している。

そうすると、急遽行われた報道機関からの取材に対し、実施機関としてコメントできた理由が問題となるが、この点について、諮問実施機関は、本件告発に係る事案については、平成25年から国家賠償請求訴訟において係争中の事案であり、本件コメントについては、実施機関内において共有されていた当該訴訟における実施機関の主張に沿ってコメントした旨説明している。

そして、本件記者会見の後に報道機関に対応したのは、実施機関において本件訴訟を担当する部署の職員であったことを考慮すると、本件コメントを記載した文書及び起案文書を作成していないとする諮問実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

また、当審査会が報道機関への対応について、実施機関内部で共有する文書の作成状況について確認したところ、諮問実施機関は、記者からの質問内容と回答を取りまとめた報告文書を作成するような慣例はなく、本件取材においても報告文書を作成していない旨説明しているが、警察業務の特殊性を考慮すると、実施機関において、実施機関の報道機関への対応に係る報告文書を作成していないとする諮問実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

これらのことから、本件対象文書を作成又は取得しておらず不存在であるとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

2 事案の経緯

- ① 開示請求 平成28年11月21日
- ② 決 定 平成28年12月 5日付けで不開示決定
- ③ 審査請求 平成28年12月 8日
- ④ 諮 問 平成29年 2月 3日
- 令和 元年 6月26日 ⑤ 経 過 第231回審査会 審議 令和 元年 8月27日 第233回審査会 審議 令和 元年 9月27日 第234回審査会 審議 元年10月25日 令和 第235回審査会 審議 令和 元年11月29日 第236回審査会 審議

令和 元年12月25日 第237回審査会 審議